

北広島市保健福祉計画検討委員会
第2回 障がい福祉部会

日 時：平成23年10月18日（火） 午後6時30分～午後7時50分

場 所：北広島市中央会館 1階 集会室

◇北広島市保健福祉計画検討委員会委員

出席者：奥田委員（部会長）
板垣委員（職務代理者）
上林委員
佐々木委員
富田委員
藤原委員
松坂委員
若狭委員
欠席者：なし

◇事務局

木下保健福祉部次長
木下福祉課長
奥山福祉課主査
柄澤福祉課主査
杉山福祉課主任

◇傍聴者 1名

《議事概要》

1 開会

2 部会長挨拶

3 議事 報告事項（1）アンケート調査の実施結果について

事務局：障がい者福祉計画等策定に関するアンケート調査報告書により説明

（アンケート調査の回収率について）

委員：回収率は、51.4%と前回と同様であるが、対象者数などに変化はないのか。

事務局：配付数について前回は494名、今回は475名で前回より少なくなっている。前回は市外の施設入所の方にも配付した。施設入所はサービス提供内容が固定化しているため、市外については今回のアンケートでは除いている。それ以外については、ほぼ前回と同様の対象者となっている。

（アンケート中の手帳を持っていない人について）

委員：アンケートの手帳交付のところで、手帳を持っていないと回答した方はどういう方なのか。

事務局：今回のアンケート調査は、障がい福祉サービスを利用している方について行っており、断言はできないが、児童デイサービスなどのサービス提供を受けている療育児童関係と推察される。

（今後新たに利用したいサービスについて）

委員：今後新たに利用サービスとして、今は親御さんと在宅生活を送っていたとしても、いざというときの短期入所や、将来的なものとしてケアホームや施設入所に関するニーズが高い。現実には、地域生活をする上で在宅サービスを活用しても、家族の相当な支援が必要になっているし、これらの資源の必要性を改めて感じた。

事務局：施設生活から地域生活への移行の場合、関係団体との協議などでは、保護者の体調が悪くなったときなど、短期入所等の資源がないとやっていけないというお話は聞いている。最近は特に重度の障がいがある人を対象とした短期入所やケアホームなどの社会資源の必要性を認識している。

（アンケートの用語について）

委員：前回の部会で申し上げればよかったが、アンケート中の用語について、例えばグループホームとケアホームの違いなど、利用者以外はなかなか理解できない用語がある。この

あたりは解消できないのか。

事務局：制度上の用語であり、別刷りではあるが、それぞれのサービスの内容について概要を説明したものをアンケートに添付している。次回に向けて検討するが、ご理解いただきたい。

(精神障がい者のアンケート対象者及び回答数について)

委員：精神障がい者のアンケートの対象者や回収率が低く、自立支援医療等のサービス提供を受けている人が相当数いるはずなので、アンケート数自体を障がい福祉サービス利用に限らず増やしていくことはできないか。

事務局：実際に自立支援医療を利用されている方は非常に多くなっている。しかし、精神的な疾患であるため、アンケート調査自体を送付することがご本人に負担をかけてしまう場合もあり、事務局でもアンケート調査数を増やすことを考慮したが、結果として障がい福祉サービスを受けている方を対象として実施した。

精神疾患の方については、当課の保健師が保護者や当事者と関わりが深い部分もあるので、アンケートだけではなく、これらの部分も総合的に検討して計画を策定していきたいと考えている。

議事 報告事項（２）障がい者福祉計画・第２期障がい福祉計画の評価、課題及び今後の方向性について

事務局：資料（北広島市障がい者福祉計画・第２期障がい福祉計画（H21～H23）の評価、課題及び今後の方向性（P1～P13）により説明）

委員：資料の13ページ、サービス利用計画の実績がゼロとなっている理由は。

事務局：ここでいうサービス利用計画は、国の個別給付を受けて実施するものを指している。当市の場合、相談支援事業所において相談内容からサービス調整を行う場合はサービス利用の計画を作成しているが、国の給付を受けて実施する計画の作成はしていないということである。

委員：日中系のサービスについて、市内の事業所を利用されている方と市外の事業所を利用されている方の割合は。

事務局：生活介護では約6割が市内。療養介護については市外。自立訓練（機能訓練）については全て市内。就労移行支援については約半数、就労継続支援A型3割、就労継続支援B型は6割強が市内。短期入所は約半数、移動系のサービスは約8割が市内の事業所となっている。

委員：資料 7 ページの成年後見制度について、保健師を通じて制度周知を図っていくとしているが、具体的には。

事務局：相談支援事業所や市の窓口等で、色々な相談が年間を通じて相当数あるが、判断が不十分で金銭管理が難しい方などについて、福祉課配置の保健師を通じて制度の周知を図っていきたいと考えている。

議事 協議事項（1）障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画策定に向けての基本的な考え方

事務局：資料（障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画策定に向けての基本的な考え方）により説明

委員：障害者総合福祉法については、国や北海道から詳細な情報があるのか。

事務局：現時点で詳細な情報はない。今回策定する計画については、「つなぎ法」と障害者虐待防止法までを盛り込んだ内容となる。10 月末に厚生労働省主催の会議があるが、総合福祉法の関係については不透明。その中でつなぎ法については、情報等を把握していきたいと考えている。

部会長：これで、障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画策定に向けての基本的な考え方についてはよろしいか。

（委員異議なし 承認）

議事 その他（1）今後のスケジュールについて

事務局：次回の部会開催を平成 23 年 11 月 22 日（火）としたい。

（委員異議なし 承認）

閉会